

## 東京都後期高齢者医療広域連合第2期広域計画改定素案 に係るパブリックコメントの実施について

### 1 パブリックコメント制度とは

広域連合が重要な政策等となる計画等を策定するに当たり、その案をあらかじめ公表し、皆さまからご意見等をいただき、そのご意見等を考慮して意思決定を行う制度です。また、お寄せいただいたご意見等は、そのご意見等に対する広域連合の考え方も併せて公表します。

### 2 ご意見の募集について

#### (1) 現在ご意見等を募集している案件名

「東京都後期高齢者医療広域連合広域連合第2期広域計画改定素案」

※ 今回お寄せいただいたご意見等を考慮した上で、「広域計画改定案」とし、令和2年1月開催予定の広域連合議会第1回定例会へ上程します。最終的には、議決を経て「広域計画」を決定します。

#### (2) 募集の趣旨

「広域計画」とは、広域連合が事務を処理する際の指針であり、地方自治法第291条の7により、設立後速やかに作成することが求められており、当広域連合では、平成20年に第1期広域計画を、平成30年2月に第2期広域計画(計画期間:平成30年度～令和9年度)を作成したところです。

今回のパブリックコメントは、令和元年5月22日に、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号。以下「改正法」という。)が公布され、改正法の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険法及び介護保険法の各法の規定により「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための体制の整備等」が行われることに伴って、「広域計画」の必要な改定を行うにあたり、ご意見等を広く募集するものです。

広域連合の運営において中心となる重要な計画ですので、皆さまからのご意見をお寄せください。なお、法改正の趣旨は別添の「高齢者の保健事業 と介護予防の一体的な実施に関する有識者会議」報告書を参照ください。

#### (3) 改定概要

改正法では、後期高齢者医療広域連合が、広域計画において、後期高齢者医療広域連合と市町村の連携に関する事項を定めるよう努めなければならないこと(法第125条第4項関係)また、広域計画に基づき、高齢者保健事業の一部について、加入する市町村に対し、その実施を委託することができるものと(法第125条の2第1項関係)とされているため、必要な事項を追記しています。

その他、元号改正に伴う文言整理をあわせて実施しています。

※改定内容の詳細は別添の新旧表をご参照ください。

(3) 募集の期間

令和元年12月9日(月曜日)から令和元年12月20日(金曜日)※必着

(4) 資料の閲覧場所

- 広域連合ホームページ(<http://www.tokyo-ikiiki.net/>)
- 広域連合総務部窓口(東京区政会館15階)及び各区市町村後期高齢者担当窓口

(5) 意見を提出できる方

- 広域連合内(都内)に在住、在勤または在学する方
- その他利害関係を有する方

(6) 提出方法

ご意見等は、表題を「第2期広域計画改正素案に対する意見」と記入し、住所及び氏名〔在勤・在学の方は勤務先又は学校名、団体の場合は団体名・代表者名〕を記載の上、以下のいずれかの方法によりご提出ください。書式は問いません。

※ 都内在住、在勤、在学以外の方でも、この「広域計画改正素案」に対して利害関係があると認められる方は、ご意見を提出することができます。その場合には、利害関係を有する理由も併せて記載してください。

ア 窓口

広域連合(下記郵送先)に直接ご持参ください。

※受付時間は、月～金曜日の8:30～17:15です。

イ 郵送

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 15 階  
東京都後期高齢者医療広域連合 総務部 企画調整課

ウ FAX

03-3222-4477

エ 電子メール

[kikaku@tokyo-kouiki.jp](mailto:kikaku@tokyo-kouiki.jp)

※ 口頭や電話によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

※ ご意見を募集するに当たり提出された住所及び氏名は、公表いたしません。

(7) 問合せ先

東京都後期高齢者医療広域連合 総務部 企画調整課

電話 03-3222-4496

FAX 03-3222-4477

電子メール [kikaku@tokyo-kouiki.jp](mailto:kikaku@tokyo-kouiki.jp)